

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

## 100万人の請願署名を衆参両院議長に提出

紹介議員に民主、共産、社民、自民、公明各党議員

去る2月26日、衆議院第二議員会館第一会議室において、「納税者権利憲章制定を求める請願要請院内集会」が開催された。この集会は昨年5月以来TCフォーラムが取り組んできた「納税者権利憲章制定を求める100万署名」の達成にともない、各党・各議員に衆参両院議長に提出する紹介議員になってもらうために開催された。集会の会議室は中川正春民主党NC財務大臣のお世話で、民主党税制調査会会長の藤井裕久衆議院議員にとっていただいた。



3野党、2与党の国会議員から衆参両院議長に提出されるのを待つ100万請願署名簿、2月26日衆議院第2議員会館第1会議室で

### 衆参国会議員7名、秘書4名が出席

集会には民主党を代表して古川元久衆議院議員(衆議院経済産業委員会筆頭理事・民主党税制調査会副会長)、日本共産党を代表して大門実紀史参議院議員(参議院予算委員会・財政金融委員会委員)、社民党を代表して洲上貞雄参議院議員(社民党副党首)のほか、高木義明衆議院議員(民主党副代表)、千葉景子参議院議員(民主党総務委員長、参議院法務委員会理事、弁護士)、山下八洲夫参議院議員(民主党、参議院国家基本政策委員会委員長)が出席した。なお、中川正春衆議院議員は受付に立

寄られたが財務委員会委員会開催中のため挨拶を受ける時間が取れなかった。

また、当日は衆議院で各委員会が開催されていたため、本人に代わり次の議員の秘書が出席した。中川正春衆議院議員(民主党)の秘書、河村たかし衆議院議員(民主党)の秘書、佐々木憲昭衆議院議員(日本共産党)の秘書、水戸将史参議院議員(民主党)の秘書。なお、塩崎恭久衆議院議員(自民党)の秘書は出席を予定しておられたが残念ながら開催時間内に到着できない旨電話があった。

野党3党、与党2党が紹介議員に  
 請願署名は出席したこれらの議員のほか、公明党の谷口隆義衆議院議員、同じく公明党の上田勇衆議院議員、自民党の塩崎恭久衆議院議員にも紹介議員になっていただき、衆参両院議長に提出した。したがって請願署名は与党2党と野党3党の5党から提出されたこととなる。集会に出席した議員には北野弘久代表から請願署名が手渡された。

### 5団体60名が請願署名を持って参加、 北野代表が熱烈挨拶

集会には百万署名運動の中心的役割を果たした全建総連をはじめ、5団体60名が参加した。集会の冒頭、本会代表委員の北野弘久日本大学名誉教授が挨拶し、2002年7月に野党3党で国会に提出した国税通則法一部改正案以後の経過を報告し、納税者権利憲章の必要性を力説、特に韓国において納税者権利憲章が制定された以後、税務行政が変化した状況を詳しく報告し、わが国における納税者権利憲章制定は焦眉の急であると熱く訴えた。その上で100万の請願署名をやりぬいた力は必ず国政に反映するであろうと結んだ。



100万の請願署名を前に挨拶する北野弘久T.C.F.フォーラム代表委員

### 民主党税調副委員長・古川元久氏、 「憲章制定実現は近い」

民主党を代表して挨拶した古川元久衆議院議員は、「民主党が出したアクションプログラムにはっきりと納税者権利憲章を制定すると書いてある。来るべき衆議院選挙で与野党が逆転すれば納税者権利憲章制定は必ず実現する」と述べた。また日本共産党を代表して大門美紀史参議院議員は、「自分の所にも乱暴な税務行政に対する訴えが沢山来る。立会い拒否や不当な税務調査が増えているのはわが国に納税者権利憲章がないからだ。次の国会で力関係を変え納税者権利憲章を制定させよう」と力強く挨拶した。なお日本共産党の吉井英勝衆議院議員から衆議院財務委員会に出席中のため別紙のメッセージを頂戴した。



集会で民主党を代表して挨拶する古川元久党税調副委員長 (立っている人)



日本共産党を代表して挨拶する大門美紀史参議院議員 (立っている人)

## 納税者権利憲章制定の機は熟している

集会参加者は100万の請願署名を前にし、また、衆参国会議員の挨拶を受けるなか、憲章制定は近い、機は熟していると感慨を新たにした。それだけに来る衆議院選挙で憲章制定に熱心な政党・候補者を国会に送ることが必要だ、との決意を新たにしてお散会した。

なお、本集会の様子は「しんぶん赤旗」(2009年2月27日付け)、「全国商工新聞」(2009年3月16日号)に報道された。



社民党を代表して挨拶する淵上貞雄参議院議員(党副代表、立っている人)

## 民主党のアクションプログラムには

2008年12月24日に発表した『民主党税制抜本改革アクションプログラム』の納税者権利憲章に関する項は次のように書かれている。

### (2) 納税者の権利

税制は議会制民主主義の根幹であり、納税者の立場に立つことが基本であるにもかかわらず、これまでの税制は為政者の立場に立ったものであった。それは税務行政にも表れている。民主党は税制の中身のみならず、税務行政についても納税者の立場に立ち、根本から改革を進める。

#### ① 「納税者権利憲章」の制定と更正期間制限の見直し

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくための第一歩として、確定申告を原則とし、給与所得者については年末調整も選択できるという制度を導入する。また、これを実現するにあたって、納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」を制定する。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していく。特に課税庁の増額更正(事後的な納税額の増額)の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求(事後的な納税額の減額)の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要がある。

#### ② 国税不服審判のあり方の見直し

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関である。しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではない。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを財務省・国税庁の出身者が占めていることは問題である。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があることから、国税審判のあり方やその手続きについて、納税者の権利を十分に確保することを基本に見直すことが必要である。